

会議名称	平成25年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成25年10月31日(木) 14時00分から15時50分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)	
出席者	委員	石川委員、井上委員、猪鼻委員、柴田委員、西山委員、光森委員、望月委員、横山委員、今井委員、奥山委員、河津委員、原田委員、山本委員、北島委員、長谷川委員、茶谷委員
	実施機関	有坂総務課長、小知和地域安全担当課長、阿出川納税課長、大澤課税課長、松川国保年金課長、大井介護保険課長、武井障害者施策課長、森山住宅課長、筒井教育人事企画課長
	事務局	関谷情報・法務担当部長、片山情報システム課長、齊藤政策法務担当課長、本橋情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	・資料1 平成25年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成25年度第3回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第 ・「杉並区情報公開・個人情報保護審議会における会議の進め方についてのお願い」

【会議内容】

- 平成25年度第2回会議録の確定
- 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
諮問第15号	附属機関・団体の役員等名寄せ事務(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
報告第17号	防犯対策の推進に関する業務の登録について(追加・変更)	報告了承
諮問第16号	振り込め詐欺防止機器モニター管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第17号	特別区民税・都民税滞納処分(特別徴収)に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第18号	特別区民税・都民税滞納処分(普通徴収)に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第19号	公売に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第20号	国民健康保険料滞納処分に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第21号	介護保険料賦課・徴収に関する業務の外部結合について(新規)	決定
報告第18号	国民健康保険医療給付に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第22号	国民健康保険医療給付に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第23号	障害者自立支援給付に関する業務の外部委託について(変更)	決定

(裏面に続く)

諮問第 24 号	障害児通所支援事業に関する業務の外部委託について(変更)	決 定
諮問第 25 号	介護保険給付に関する業務の外部委託について(変更)	決 定
報告第 19 号	空き家実態調査に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第 20 号	教職員人事に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第 26 号	教職員人事に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第 27 号	非常勤職員任用情報管理(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定

会長	<p>時間になりましたので開催させていただきます。本日は御多忙の中、当審議会に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>ただいまより平成 25 年度第 3 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催します。初めに、新委員の紹介を事務局からお願いします。</p>
情報・法務担当部長	<p>情報・法務担当部長の関谷でございます。本日は、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。今回は改選後第 1 回の審議会でしたが、御都合により御出席になれなかった新委員の方を御紹介させていただきます。猪鼻徳寿委員、柴田豊幸委員、長谷川武弘委員です。委嘱状は、大変失礼ながら既に席上に配布させていただいておりますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、本日都合により欠席の委員の方について、また、その他の連絡事項を事務局からお願いします。</p>
情報・法務担当部長	<p>本日欠席される旨の連絡がありました委員は、濱田委員、山崎委員、新城委員、江藤委員の 4 名です。河津委員からは御連絡がありませんので、御出席いただけたと思います。以上です。</p>
情報政策課長	<p>審議会委員報酬につきましては、明細書をお配りしております。確認をよろしくをお願いします。今後もこのような形で明細書をお配りしたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、議題に入ります。次第をお配りしていますのでよろしくお願いします。なお、議事の進め方について前回、口頭でお願いしましたが、念のために文書にしてみましたので、御参考にしていただけたらと思っています。御協力のほどお願い申し上げます。では、前回の会議録の確定を行ってから、報告、諮問案件の審議をしまいたいと思います。</p> <p>初めに、資料 1 の平成 25 年度第 2 回会議録についてですが、事務局から修正はありますか。</p>
情報政策課長	<p>特にございませぬ。</p>
会長	<p>委員の皆様方から前回の会議録について、訂正あるいは御意見はありますか。ないようですね。それでは、確定させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>次に、報告、諮問事項の審議に入りたいと思います。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	<p>諮問文を読み上げ会長に渡す。</p>
	<p>(諮問文手交)</p>
会長	<p>諮問文を頂きました。初めに、報告第 17 号、諮問第 15 号、諮問第 16 号について事務局から一括説明をお願いします。</p>
<p>諮問第 15 号 報告第 17 号、諮問第 16 号</p>	
情報政策課長	<p>諮問第 15 号について説明する。</p>

	報告第 17 号、諮問第 16 号について説明する。
会長	ありがとうございました。それでは先ほどお願いしましたように、まず御質問、その後御意見を頂戴する、という形で進めさせていただきます。まず、御質問がありましたらどうぞ。
委員	諮問第 15 号についてです。住民基本台帳に記されている住民票の閲覧に関する根拠法令というのは、住民基本台帳法の第 11 条、第 11 条の 2 でよろしいのかを、まず確認します。
総務課長	結構です。
委員	今回は、この法令の根拠ではないから審議会に問うている、ということでしょうか。
総務課長	法令根拠ではないです。
委員	実は私も、総務課と全く同じ状況に遭遇しています。年末に向けて新年会の案内などを出したいと思っているのですが、物故者の情報などが分かりません。区に行って、住民票を見て確認させていただければ非常に便利なのですが、今回諮問されているのと同じようなことを、私が区に行ってお願いした場合に、それが可能なかどうかを伺います。
情報政策課長	今回の住基情報の利用というのは、職務についての目的内利用ですので、委員のおっしゃるような場合には提供できません。
委員	新年会の案内を出すことは、区の業務だと思います。その相手先の住所を調べるのに、出力された紙を閲覧するのではなく、今までのように画面をパチパチと検索するのでもなく、突合という仕組みを作り、非常に簡便に情報を入手できるようにするということですが、それも含めて目的内利用なのか。
情報政策課長	目的内利用です。
委員	では、目的内利用であるのに、なぜ今回諮問されているのでしょうか。
情報政策課長	突合をする際に必要な情報を、電算入力で記録することについて諮問しているものです。
委員	そうすると、法令の根拠は無いのだけでも目的内利用だから、この内容は許されるという理解になるのでしょうか。
総務課長	この情報そのものについては、これまでも画面を見て手作業で行って来ました。今回、こうした手作業が 5 日間の業務に及ぶということから、電算入力記録票の項目の追加を御審議いただきたいという趣旨です。
委員	こういう方法を取れば簡便になることは理解していますが、なぜ一般人ができないことを、区ならできるのか、ということが、私のスタートの質問でした。それは一応御答弁いただいたのですが、私はまだ理解していません。目的内利用であるのに、わざわざ審議会に掛けるというのは、情報を取るための手段が違うのか、その辺がよく分からないので、もう少し丁寧に説明していただけますか。
情報政策課長	住民基本台帳に関する情報を、実施機関内で利用する場合には目的内利用

	と位置付けております。今回、諮問させていただいているのは、突合するために必要な項目を、電算入力記録項目として追加するという案件です。
委員	今、御答弁の中で、実施機関、この場合は区が利用するということは、目的内利用であるとおっしゃいましたが、どのようなものに対してでも目的内利用なのですか。区は膨大な住基情報などを持っていますが、区が利用する限りにおいては、それは目的内利用であると言えるということですか。
情報政策課長	住民に関する事務の処理の基礎であって、住民の利便の増進、それから行政の合理化を図ることを前提にした情報として利用を認めていると理解しております。
委員	議論が平行線というか、私の理解が足りないのだろうけれども、便利になることは分かるし、そして、区は必要な情報が目の前にあるから使えるというのは分かります。ですが、一般人である私はそれができません。同じ目的ですが私の目的ではできないわけですから、やはりそういう意味では、これは非常に重要な行為だとは私は受け止めています。これについての質問は終わります。 もう 1 つ別の諮問についての質問がありますが、それは後に回しましょうか。
会長	この諮問に関連して御質問はありますか。よろしいでしょうか。では委員、どうぞ。
委員	次は諮問第 16 号についてです。今回迷惑電話防止機のモニターとして契約する相手方は、区ではなくて機器を貸し出す事業者になりますが、区民が混乱するのではないかと、という懸念を持っています。というのは、区から来るお知らせは非常に分かりづらいです。また、これは大変失礼な言い方にもなりますが、ご高齢の方が対象ですから、区だから大丈夫だろうと思って、区だと勘違いして、契約する方もおられるのではないかと思います。個人情報情報は事業者に行くのですよ、ということをきちんとお伝えできるような仕組みになっているかどうかを、まず確認させてください。
地域安全担当課長	申込書をお受けするときに、一番下の所に見やすい大きな字でチェック欄があり、そこで個人情報の提供を承諾した上で申し込んでいただきます。
委員	これは半分要望なのですが、そのときに、「この情報は区ではなくて××会社に行きます」というぐらいに、くどく書いたほうがいいのではないかと思います。何か御意見はありますか。
地域安全担当課長	申込書の今お話しした所には、「事業者である株式会社ウィルコムに提供することに同意します」というチェック欄を設けております。
委員	迷惑電話防止機を御利用になる方から、区に「この前、不審な電話があったのだけど」という連絡があるかもしれません。区はそのことを聞いて、記録することはできないと思いますがいかがですか。また、その場合にはどういう対応をされるのですか。
地域安全担当課長	今のところそういうことはないのですが、ただ、聞いている中では、過去

	<p>に振り込め詐欺などの電話が掛かってきた、というのがありました。そういった電話を受けるのは、実際には危機管理室よりは、むしろ高齢者の関係の主管部署のほうが多いです。というのは、医療費や保険料などという関係の話だからです。そこで職員が真摯に話を聞き、説明するとともに、警察へも必ず連絡してください、とお伝えしています。</p> <p>すみません、後半の質問は何だったのでしょうか。</p>
委員	<p>それはどのように説明しますか、ということです。つまり、杉並区が契約者ではないので、そういう情報を集めることはできないという説明がどのようにしてなされるのですか。つまり、「この前こんな電話が掛かってきたんだけど、迷惑電話でしょうか。」ということ聞かれたり、それを杉並区に伝えられても困るわけですね。この電話機の契約は杉並区がやっているわけではないから、その切り分けはかなりグレーだと思いますが、いかがでしょうか。</p>
地域安全担当課長	<p>当課は安全を司る主管課ですから、そういう内容の話聞けば、その場でアドバイスするとともに、今後の対応のために警察とも連携しつつ、防犯対策をきちんと進めていきます。そのように活用していますので、むやみやたらに展開しているわけではありません。</p>
委員	<p>すみません。つまり、私がなぜこんなことを言ったかという、こういう情報を集めるということは決まっているのだけれども、それ以外の情報が来たときにそれを集めてしまうと、本来の業務から外れてしまうので、そこはやはりどこかで線を引かなければいけないのかなと思います、お伺いした次第です。ただ、この案件については、やはり区の業務にも重なるところがあるので、そこは臨機応変にやっていただきたいと思います。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>4ページ、「防犯対策の推進に関する業務」の個人情報登録票の「生活状況等の情報」に「申込状況」というのがあります。これはどういう意味ですか。申込方法がいろいろあるということなののでしょうか。それとも、申込みの状況が何か段階的にあるのでしょうか。</p>
地域安全担当課長	<p>今回 1,000 人のモニターを募集しているのですが、この「申込状況」というのは、手続きのどの段階なのかなど、申込状況を管理することです。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>ほかにありますか。</p>
委員	<p>諮問第 16 号についてお聞きします。提供を受けた事業者が、その情報をどう使いどう保管していくのかを、区は把握しているのでしょうか。</p>
地域安全担当課長	<p>この事業者とは覚書を交わして、目的外使用をしてはならないと定めています。個人情報保護条例に基づいておりますし、事業者も個人情報保護方針をきちんと定めて管理していますので、情報はこの事業以外では使用されません。この事業は来年 3 月 31 日で終わりますが、その時点で、我々が提供し</p>

	たものについては全部返してもらいます。
委員	1,000 人の極めてプライバシー性が高い情報で、それこそ十分に商売になり得るような情報だと思えます。区と民間事業者で行う施策です、ということはどう文面で紹介したとしても、参加者はやはり区の施策だと思ひ込むと思えます。十分に気を付けてやっていただければ、というところです。
会長	今のは御意見ですね。
委員	そうです、すみません。
会長	ほかに御質問はありますか。なければ質問を打ち切らせていただきます。御意見がありましたらどうぞ。ほかの御意見がないようですので、報告については了承、諮問については承認と、取り扱いさせていただきたいと思えます。御異議はありませんか。異議がなければそのように決定させていただきます。
	(異議なし)
会長	次は報告第 18 号、諮問第 17 号から諮問第 25 号について一括御審議をいただきます。事務局からの説明をお願いします。
諮問第 17 号、諮問第 18 号、諮問第 19 号、諮問第 20 号、諮問第 21 号 報告第 18 号、諮問第 22 号 諮問第 23 号、諮問第 24 号、諮問第 25 号	
情報政策課長	諮問第 17 号、諮問第 18 号、諮問第 19 号、諮問第 20 号、諮問第 21 号について説明する。 報告第 18 号、諮問第 22 号について説明する。 諮問第 23 号、諮問第 24 号、諮問第 25 号について説明する。
会長	お聞きのとおり、大変量が多いのですがよろしくお願いします。まず、御質問をお願いします。
委員	諮問第 17 号から諮問第 21 号、オンライン登記についてです。オンラインでできるということは、非常に便利だというのは分かります。登記申請のときは、その登記権利者と登記義務者の両方で了解しているからいいのですが、まず、「嘱託」と「申請」とはどう違うのか説明していただけますか。
納税課長	官公署が職権で行うものを、「嘱託」と言います。民間の方がその権利を主張するために登記することは「登記申請」といい、分けて使われております。
委員	つまりこれは、公権力の非常に強大な行使に当たるわけです。それをオンラインでできるということ自体が、すごい世の中になったものだと思いますが、万が一にも間違いがあってははいけないと思います。例えば、一度登記して間違えると、それを抹消できるのかもしれませんが、それは見え消しだから残ってしまうわけですね。まず、そこを確認したいです。
納税課長	間違えないように、どのように確認していくかですが、まず、嘱託の前に、滞納者に対しての差押通知を行います。実はその不動産を差し押さえるといった時点で、差押えは有効に成立しているのですが、登記をしないと第三者に対抗できないので登記はその後に行います。その登記は、事前の差押えの

	決議書、決裁書を確認して行うので、点検をきちんとして間違いがないようにやっていきたいと考えております。
委員	もちろん間違いがないように、やっていかなければいけないのですが、間違いがないような仕組みをきちんと取っているのかを、もう一度確認させてください。
納税課長	現在も、差押えを行うに当たっては、滞納者の氏名、住所、生年月日と、その財産上の所有者の氏名、住所、生年月日を確認した上で差押えを行っています。さらに、囑託する際にもう 1 回確認をします。さらには、その登記の原因証明という情報を法務局に出しているのですが、それを出す際にもまた決裁をし、複数人の目でチェックをした上で送っていますので、そういったことで絶対に間違いがないように行っているところです。
委員	<p>釈迦に説法ですが、それでもたまたま新聞沙汰になりますよね。住所と名前が同じでこの人だと思ってやったのだけれども、4 情報を確認したのだけれども、それでも間違えてしまったと。債権の差押えぐらいだったらまだ理解できるのですが、登記の場合は登記書に残るから非常に重要だということで十分に注意してやっていただきたいと思います。</p> <p>もう 1 つ確認しますが、私はオンライン登記の手続の詳細を知らないのですが、例えば書類を PDF 化したりなどということが必要なかどうか。つまり、そういうことをする過程において、書類をついコピー機の所に、今はスキャナーとコピー機が一緒になっている複合機ですが、そこに残して忘れてしまったとか、1 度データにしたものを消し忘れたとか、間違っただけのものを送ってしまったなどということは、発生しない仕組みになっているかどうか。そこを御説明お願いします。</p>
納税課長	オンラインの申請システムは、法務局が平成 25 年 4 月から運用をスタートしています。法務局では専用のソフトを導入しており、基本的には PDF 等を読み込ませて送るということはありません。1 つの画面の中で、先ほど諮問させていただいた情報のみを、入力して囑託するものです。
委員	分かりました。実際に作業する職員の方が、余り厳格なことだとストレスになってしまうと思うのです。万が一失敗すると大変だと思うとドキドキしてしまうと思うので、多分皆さんもやっていらっしゃると思うのですが、チェックリストみたいな形で、これをやりました、ではこれを点検しますといった形で、普通どおりにやっても間違いがないような形で是非やっていただきたいと思います。この諮問についてはここで一旦終わります。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	LGWAN については、もう昔から区でもほとんどの課で繋いでいるとは思いますが、今回、外部接続するということで、これはこの主管課の職員の一部のパソコンだけが、法務局のパスワードみたいなもので入るようにする、という形で捉えてよろしいのでしょうか。
納税課長	公債権を持っている課、今回申請させていただいた課税課、納税課、国民

	健康保険課、介護保険課が、課ごとに ID を申請させていただいて、その課ごとにそれぞれ決裁を受けた者が、決裁のとおりパソコンから申請を行うものです。
委員	ということは、その課ごとに見ることができる、入力できる項目は変わってくるかと捉えてよろしいでしょうか。
会長	これは全庁的な問題ですから、納税課だけではなくて、どうでしょうか。
情報政策課長	先ほど納税課長が御説明しましたが、その権限を与えられた者だけがアクセスできます。特定の事務、その担当業務に従事する者が、ID を使ってアクセスができるというものだと考えております。
委員	課ごとに ID があるということは、ID を使える複数の方がアクセス可能であるが、やる仕事に関しては口頭で「あなたはここまで」という考え方でよろしいでしょうか。
情報政策課長	決裁をとった上で、権限のある者がアクセスをするということです。
委員	分かりました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	諮問第 22 号について質問します。専門的知識のある事業者が、確認作業を行うということなのですが、どういった業者が行うのですか。また、調査票の内容はどういう内容ですか。柔道整復師の治療にかかる方というのは、整形外科等で骨には異常がないが、痛みや違和感が残る方たちが治療に通っていると思います。具体的に、この調査票の内容が分かりません。原因がなく、ただ「マッサージのために通う」ということは、健康保険等の対象となる施術等としては、不適正ということだと思っておりますが、その原因についてどこまで見極められるのか、というのがちょっと不安です。治療が必要なのに治療ができない状況になるということは、避けなければいけないのでお聞きしたいのですが。
国保年金課長	柔道整復師の施術に対する調査票は、既に施術を受けた方に対する調査です。施術を受けた方に文書と調査票を送り、施術所名と期間、施術の部位、それから今、委員がおっしゃったように負傷の原因及び箇所、また、療養の申請に当たって署名をしたか、それとも代筆を頼んだか、例えば骨折をして手が使えない人が代筆を頼む場合もありますので、そういった有無を聞き取るものです。
委員	そうすると、現在治療している方に対する調査ではない、ということですか。
国保年金課長	現在施術を受けていても対象になるのが、例えば多部位の負傷、3 か所以上受けている方や、または長期継続、3 か月を超えてもなおかつ施術を受けている方とか、また、1 か月当たり 10 回から 15 回以上の施術を受けている方というのが、大体グレーゾーンというものに掛かる部分がありますので、そういった方を対象に、調査というか質問をさせていただく予定です。
委員	身内のことで恐縮ですが、ラジオ体操が原因で五十肩を引き起こした者が

	<p>いまして、治療に行くまでに少し間があいて行ったところ、早く治すためには、できれば毎日通ってほしいと言われるのです。そういう方は、1 か月に15 回というのにはあり得ると思うのですが。</p>
国保年金課長	<p>そういった、きちんと通われている方は当然いいのですが、中には、実際に行っていないのに、行ったことにして区へ請求している場合もあります。また、日付の虚偽、これは本当にケアレスミスで日付を間違ってしまったという方もありますが、悪意を持って不正請求をしていないかどうか確認するよう、国からも通知が来ています。ですから本来、病気を治療する方に対して、これをやめてくださいといったようなものではございません。</p>
委員	<p>分かりました。以上です。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>諮問第 22 号なのですが、この柔道整復師が不正に取り扱っているのは、マッサージということによろしいですか。</p>
国保年金課長	<p>マッサージだけではなく、接骨その他も該当になります。</p>
委員	<p>私は社会保険で、2 回ぐらいぎっくり腰などの治療を受けたことがあるのですが、毎回必ず調査票が送られてきて、自傷とか、何でそうなったのかなどの調査がありました。</p> <p>報告・諮問事項説明書を見る限り、8,000 件の申請のうち 100 件という書き方になっていますが、残りの 7,900 件はどうでもいいということなのか。</p>
国保年金課長	<p>どうでもいいということでは、ありません。国保連合会が、申請書をチェックしています。その中で、先ほど申した長期継続している方や、月に何回も行っている方は大体 8,000 件のうち 100 件ぐらいで、グレーゾーンに掛かる方ではないかということで抜き出されてきます。その方について、調査をさせていただく予定です。</p>
委員	<p>では、外部委託をするのは、その 100 件の調査に関するところなのですか。</p>
国保年金課長	<p>今回諮問させていただくのは、その 100 件についての部分です。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>諮問第 22 号です。もう 1 度確認したいのですが、これは、施術を受けた方から 100 人を抽出して、その疑われる方に対して 100 人、調査をするということですね。</p>
国保年金課長	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>8,000 件の申請のうち、疑わしいとされている件数が約 100 件という認識でいいですか。要するに、これは無作為ではないので、何割程度いらっしゃるだろうということの調査ではなく、個別に 100 件という認識でいいのですか。</p>
国保年金課長	<p>委員のおっしゃるとおり、8,000 件余りのうち、国保連合会の第一次チェックで、グレーゾーンに掛かった方に対するものです。</p>

委員	12 ページ、「個人情報登録票」の「心身等の情報」の部分に、「精神障害の有無・程度」という項目があります。これも書き込んでいただくような形になるのですか。この情報がどうなる、ということでしょうか。
国保年金課長	今回諮問している内容は、下線の引いてある「相談・回答内容」の所でして、「精神障害の有無・程度」はこれまでも登録されているものです。
委員	分かりました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	私は 2 点お伺いしたいと思います。まず諮問第 22 号について、今回、外部委託する所はどういう所ですか。というのは、これは施術状況の確認作業等、専門的な知識が必要なので、区としてどういう業者に委託なさるのかというのを 1 点お伺いしたいと思います。 もう 1 点は、15 ページの業務フロー図（案）についてです。被保険者の調査票には、施術を受けた区民の方が、14 ページの外部委託記録票（別紙）にある項目を記入するのですか。それは余り適切ではないなと思います。この調査票というのは、被保険者も委託業者も全く同じものを使って、この 14 ページの調査票を使うのか、その辺りについて御説明をお願いいたします。
国保年金課長	委託業者は、専門的知識と柔道整復施術、あんま、マッサージ、はり、灸、それぞれ資格を持つ者がいる業者として、審議会を通過していない契約前なので、まだ業者は確定しておりません。 また、調査票の内容ですが、この 14 ページは外部委託の記録票で、こちらは全部が記録された内容です。調査の様式はもう少し簡単で、施術をした場所、施術期間、施術部位、負傷の原因等について記入していただくものです。
委員	その用紙が、区民の方が書かれる用紙で、それを今度は委託業者が取りまとめなければいけないのですよね。そして報告書を作成するのですよね。そんな簡単なもので、できますでしょうか。
国保年金課長	それをするために、職員の手だけでは困難ですので、委託させていただく形になります。
委員	そうですか。分かりました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	諮問第 22 号なのですが、調査票の回収率はどのようにお考えですか。要するに、面倒で送り返さないケースもあると思うのです。
国保年金課長	本来でしたら 100%を目指したいところですが、それは御本人にある程度任せる部分もあります。電話等も行って、回収に努めたいというところです。
委員	意見になるかもしれませんが、私の所へ来た、私が受けたときのものは、場合によっては 10 割負担にするよ、という文言が入っていて回答期限が決まっていました。そういうのを参考にさせていただければと思います。要するに、事故だったのか、何が原因だったのか、ただのマッサージだったら 10 割負担だから後から取りに行くよ、というような文言と、締め切りがしっかり書かれていましたので、御参考にさせていただければと思います。すみません、意

	見になりました。
会長	今のは、御意見として回収率を高めろということですね。それは頂いておきます。
委員	諮問第 17 号、8 ページです。LGWAN を使うということは、この法務局のオンラインシステムに入るときに、ネットを経由しないということによろしいですか。
情報政策課長	10 ページに図が描いてありますが、LGWAN というのは総合行政ネットワークで、直接そちらに入っていくということで、インターネット回線に接続するということではございません。
委員	法務局のオンライン登記嘱託システムについて、よく分からなかったのですが、インターネットから、このシステムに接続することも可能なのですか。それとも、LGWAN 以外は接続することはできないシステムなのでしょうか。
情報政策課長	LGWAN は、インターネットを経由せずに接続するというものです。
委員	この法務局のシステム自体も、LGWAN 以外使わないシステムということですか。
情報政策課長	そのとおりです。
会長	今の事務局の説明ですと、インターネットは使わないで LGWAN だけで、専用のクローズのネットワークを使ってやろう、ということですね。
納税課長	補足をさせてください。嘱託登記では、必ず LGWAN 回線を使いますが、一般利用者の方が登記する場合には、インターネットからの申請もできるようになっております。
委員	もう 1 つ気になるのは、この法務局のシステムが情報の蓄積性のあるシステムなのかどうかです。申請を受け付けるだけで、そこに入ってきた情報はそのシステム自体には残らないで、法務局がそのシステムとは別に管理するのですか。それとも、インターネットと接続しているこのシステム自体が、蓄積性を持っているのかどうかを確認したいのですが。
納税課長	嘱託登記をしたデータについて、今どういう状況にあるかは、確認できるようになっています。
委員	つまり、このシステム自体に蓄積性があるということですね。しかも、一般のインターネットと繋がっているということですね。分かりました。
会長	もう少し明確に、説明してください。
情報・法務担当部長	LGWAN の委細を詳しく御説明するには、手元の資料が不用意なもので御説明しにくいのですが、基本的に LGWAN 自体は通信回線なので、情報の蓄積性を持っているものではないと理解しています。
委員	私が言ったのは、LGWAN に蓄積性があるのかではありません。我々は LGWAN で、この法務局のオンラインシステムに接続するわけですね。これは、区がその人の財産を差し押さえた、という極めて重要な情報です。それを単に受け付けるだけで、その情報は別のサーバーに持って行って、このシステム自体には蓄積性はないのか、というところをちょっと確認したかつ

	たのです。恐らく今の答弁からすると、法務局のオンラインシステム自体に、区がこの人の財産を差し押さえました、という情報を大量に蓄積していく機能を持っているということ、今確認したのです。
納税課長	送信した状況については確認できると、今案内されていますが、システムについての詳細までは調べていないので、のちほど調べておきます。
委員	分かりました。諮問第 22 号に移りたいと思います。この抽出した 100 件とは、言ってみればある程度怪しいと思ったところ、グレーゾーンという言い方をしていましたが、そこに送るのだということですね。というのは、その患者の同意というものが、相当重要になってくると思うのです。単なるアンケート調査ではないというところが、大きなポイントだなと思っています。あなたのその回答次第では、その事業者に対して重大な影響もあるということ個人から聞き出して、それによって都に通報するということが書いてあります。極めて重要で、本人の同意がなければいけないと思います。そうでないと若干だまし打ちになるというか、こういうことを自治体がやってはいけないと思うのです。その点はどのように、この 100 件特にグレーゾーンの方ですから、相当重たいものになると思いますが。
国保年金課長	グレーゾーンですけれども、これは患者様がグレーゾーンというよりも施術師がグレーゾーンに入っているということです。私が説明不足だった点で、謝りたいと思います。それと、御本人の責任というか負担が重くなるということですが、東京都への報告は本人同意の上でしかいたしません。
会長	今の回答でよろしいですか。
委員	つまりまずは同意を求めて、同意があった人にその調査票を送るということですか。
国保年金課長	調査票を送って、調査票の中で同意があった方について、東京都に送るといった形を取りたいと思います。
委員	そこだ思うのです。我々もよくインターネットなどでアンケートに答える場合、「規約外利用はしません」と書いてあり、それを全部読んでからやってくださいなどとなっています。単なるアンケートだったらいいのです。しかし、この調査票はアンケートではなく、言わば言い方は悪いですが、犯人捜しの事情聴取に近いようなものになっています。これで、単にアンケートだと思ってその人が書いた場合の影響が、大き過ぎる気がするのです。 自分がアンケートに答えたことが、こんな重大な結果を引き起こすなんて、ということを引き起こしてはいけないと思うのです。たとえその施術者が悪意のある施術者であったとしてもそれを問わず、そのアンケートに区の名前を出すのはすごくいけないと思っています。これはかなり慎重にやらなければいけないのではないか、と思っているのですがその点どうでしょうか。
国保年金課長	委員がおっしゃるとおり、患者の負担になるようなことを避けるために、「アンケート」ということを申したか覚えていなくて申し訳ないのですが、「アンケート」という言葉よりも、「柔道整復の施術を受けられた方へ」とい

	う文書を送ります。厚生労働省からも雛形が来ております。その中でも、再照会等を行う場合には患者の立場に立って、患者に分かりやすい質問内容とすること、とありますので、飽くまでも患者の立場に立った形で、こちらの調査等を行っていきたいと思います。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	諮問第 22 号についてお伺いします。今の答弁で患者さんの立場に立ってとおっしゃったのですが、それでは目的が達せられないのではありませんか。つまり、その答えの内容によっては、施術者が最悪の場合には免許取消しや事業廃止そういったことをも含んでいる、という問合せですよね。そこはきちんと確認しておいたほうがいいと思うのですが、どうですか。
国保年金課長	施術者の免許取消しうんぬんということ、今考えているわけではありません。不正があったかどうかを含めて調査し、その内容によっては私どもから、給付している部分を返還してもらう手続に移らせていただくということです。
委員	もちろん区に免許を与える権限がありませんから、そういうことにはなりません。その契機をはらんでいるということとは言えると思います。そういった意味で、どのような問合せの文言になっているか、というのが非常に気になるのです。今、既に雛形があるとおっしゃいました。私も事前勉強でインターネットを見ましたら、共済組合が加入者に出している問合せの文章を見ることができました。それを見てみると、これは普通のアンケートで問われているのではなく、書く側にとっても非常に責任の重いものであることは十分わかります。そうしますと、そういったことがきちんと書かれていなければいけないと思うのですが、それはどうなるのですか。
国保年金課長	今私どもで考えている雛形ですが、施術をした場所、施術の期間、施術部位を実際に基本情報としています。そちらに行ったかどうか、それと期間と一致しているかどうかを記入してもらいます。その後負傷の原因及び箇所について、療養費の申請に当たって自分で署名したかどうか、自分で署名ができないために代筆をお願いしたか、自分で署名もしていないし代筆もお願いしていないか、○を付けてもらいます。領収書を受け取っているかどうか、受け取っていないか等、こういった内容について質問をしております。その中で判断をするものです。
委員	その問合せの中に、その他の欄のような形で、例えば施術者との間でどのようなやり取りがあったかなど、そのようなことを書く欄はあるのですか。
国保年金課長	負傷の原因及び箇所については、これを書く欄が設けてあります。現在は、電話で聞取りしたときに区で調査する場合がありますので、実際そういった場合にもいろいろと情報は寄せてもらっています。
委員	今、新しい情報が得られました。これまでの説明では書面を送って、記入してもらって郵送で返してもらっただけとっていたのですが、今「電話で」とおっしゃった通り、記入の内容についてこれはこういう意味ですねといっ

	た確認のやり取りがあるということですね。
国保年金課長	調査の中には、そういったものも出てこようかと思えます。
委員	そうしますと記入した方が後で、「いや、あの説明は間違っていた」「あそこを修正したいのだ」というようなことはまず可能なのですか。それからもう1つ、そもそも自分はどのような回答をしたのだろうか。それから調査する側が電話で聞き取って記入するということは、御自身が書いたこと以外にも付け加えるわけですから、それがどういうシートになっているのかといった自己情報、これも含めて自己情報と呼んでいいのかどうか分からないのですが、その開示はなされるのかどうですか。
国保年金課長	開示の問題ですが、こちらは個人情報ですので本人開示でしたら大丈夫ですが、情報公開で一般への開示は不可能かと思えます。当然記入者本人が間違えて記入することもございますので、それは付け加えることも可能です。
委員	そうしますと御本人以外の方で、想定されるのは施術者ですけれども、そういった方から「私の事業に関わることで、どのようなアンケートが戻ってきているのかを見せてください」といった開示請求に、こたえることができるのか教えてください。
国保年金課長	施術者から私どもに開示請求があったら、それは一切見せません。
委員	分かりました。重要なことは、あなたが書いたことはこの後東京都にも伝わる可能性があります、というような説明はきちんとなされるわけですね。それは重要なので確認させてください。
国保年金課長	本人の同意を得た場合にはそういうこともあるということで、内容に記載します。
会長	今の関係で、11ページの「報告・諮問事項説明書」の文章を見ますと、「療養費の過誤を調整する」となっていますが、個別に調整するというよりは、8,000件の中から100件抽出して区の傾向として何%あるということだから、こういう点については指導あるいは誘導していかなければならない、と読めるのですが、そのように理解していいのでしょうか。
国保年金課長	療養費の過誤というのは、不適正な請求は戻してもらって公費にちゃんと充てるということです。
会長	全体としての傾向をつかむ、ということではなくて。
国保年金課長	調査を進めていく中で全体の数字をつかんで、将来的には統計等も取れる内容になるかと思えます。
会長	では念のために、個別に指導をするということはあるのですか。
国保年金課長	個別に指導とは、どのようなことでしょうか。
会長	例えば不適切な調査票があつて、施術者にこれは修正させないといかんとするのが、たまたまサンプリングの中に入っていたときに、そこにアプローチして修正させるというようなことがあり得るのですか。
国保年金課長	今回そのためにやるのがメインになりますので、不正請求があった場合には当然還付請求することになります。還付請求した金額は公費に充てます。

会長	そうしますと 8,000 件の中から 100 件サンプリングして、そういうことは可能と考えられるわけですか。
国保年金課長	100 件はあくまでも国保連でこれは怪しいのでは、それをグレーゾーンと私どもは呼んでおりますが、その方に対して再度調査をかけるものです。サンプリングという形ではありません。
委員	そうすると 8,000 件のうち 100 件、サンプリングを出してもらおうということで、これが全部返ってくるとは限らないのですが、要するに抑止になるという考えもあるということですかね。
国保年金課長	制度として、杉並はそういうこともきちんとやっているということで、全体に対する抑止力には十分なと思います。
会長	ほかに質問ありますか。
委員	11 ページに、「区が任意に抽出した約 100 件」とあります。国保年金課長の話を聞くと、グレーゾーンの 100 件と聞こえたのですが、区がアトランダムに 100 件取るのかなと私は思っていたのですが、どちらが正しいでしょうか。
国保年金課長	あくまでも、国保連が選んだグレーゾーンになっているものに対しての調査ですので、当然これは元々やらねばいけないということですが、そのうちの任意、全件になるかもしれませんが 99 件になるかも分かりませんが、そのものについて委託していこうというものです。
委員	分かりました。ありがとうございました。
会長	もう 1 度質問します。この文章を見る限りでは、そのように読み切れません。「調査件数は月約 8,000 件の申請のうち、区が任意に抽出した約 100 件」と書いてあります。グレーゾーンだとか、国保連が指定されたものの中から 100 件ということは、ここからどうも読み切れないように思うのですが、これはどのように見たらいいのですか。
国保年金課長	文章について、不適切な表現がありまして申し訳ございません。この場を借りて謝ります。説明したとおりですので、よろしくお願いいたします。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	次の諮問第 23 号から諮問第 25 号についての質問です。
会長	諮問第 23 号以降、一括でやってますからどうぞ。
委員	今回、わざわざ国民健康保険中央会に委託するということですが、そうすると都国保連は必要ないということですか。サーバーは全く必要ない、ということになるのでしょうか。
会長	どなたが答弁していただけますか。
介護保険課長	介護保険課長です。20 ページに参考資料として概念図が出ております。これまで都国保連の中にサーバーが置かれていたものが、今度、国民健康保険中央会の管理の下にサーバーが置かれるということですが、このサーバーを 47 都道府県が共同利用していきます。このサーバーにアクセスする作業は、都の国保連の端末から行います。ですから、サーバーは国民健康保険中央会

	に移りますが、業務として実行管理は各都道府県の国保連に残るという形になります。
委員	データを1か所に集めれば便利で、手間も省けるという理屈はよく分かるのですが、個人情報でしかもかなりセンシティブな情報を管理する扱い方として、時代に逆行しているのではないかと思うのです。なぜ1か所に集めるのでしょうか。今のIT技術であれば分散管理しても、それぞれを瞬時につなげることが簡単にできるわけですね。どうしてそんな、時代に逆行することをやるのですか。
介護保険課長	国民健康保険中央会の考えは、47都道府県が介護保険や障害者の作業を各都道府県単位で行っていたものを、サーバーを統合して国民健康保険中央会に置くことで、省力化、合理化ができるというものです。ただし、個人情報の扱いについて、各都道府県が使えるサーバーの領域は、各都道府県に与えられた権限といいますか、その領域が定まっております。ですから20ページの参考図の下の段のサーバーについては、1つのドラム缶のような絵が出ておりますけれども、これが47の領域に分かれるというような理解をいただければと思います。
委員	今の答弁では、省力化であるということ、それから1か所に集めるけれども、そこは都道府県毎のセグメントで分かれているということですが、まず省力化だけでこれほどの情報の集約を認めていいとは思いません。それからいくら切り分けていても、1か所にまとめるそのあり方について、例えば住基ネットのサーバーもどこにあるかは秘密ではありませんか。それこそ津波が来ることを考えたら、杉並区も区データをほかの所に預けています。それをどうして、1つの所に集約するのかが分かりません。ですから、今の答弁では省力化という説明しかありませんでしたが、理由はそれだけですか。
介護保険課長	国保連合会から、私どもが説明を受けているのは、そういう考え方で一拠点化を行うと聞いております。
委員	私からは2点です。今のところ、再委託先は国民健康保険中央会ですが、委託条件の「再委託の禁止」を変更することによって、ほかの所への再委託も可能になりますが、これには条件が付くのですか。もう1つは、東京都の地方自治体、市区町村が全部ここに入っていると思うのですが、杉並区だけではなく、東京都の全ての自治体が同じように「再委託の禁止」の変更をしているのかを教えてください。
介護保険課長	再委託について、ほかの再委託先があるのではないかという質問かと思いますが、法律に基づいて各都道府県の国保連が業務を委託しています。それを全国統合して1本のサーバーに整備をするということで、国民健康保険中央会以外に再委託をするということは業務の特殊性からすると考えられないと認識しています。それから2点目、ほかの地方自治体の対応の仕方ですが、障害者、介護保険の主管課長会等での情報交換では、個人情報保護の手続については、区によって若干考え方も違っているところがあり、必ずしも杉並区と同じような考え方ではなく、いろいろと考え方が分かれているところ

	が実情です。
委員	いまの答えからすると、他区では要するに再委託させないという区もあるのですか。
介護保険課長	再委託をさせない、という区はありません。
委員	あるのですか。ないのですか。
介護保険課長	再委託を認めるということでは、一致しています。
委員	一致をしている、ということですね。
介護保険課長	はい。
委員	私も、国民健康保険中央会に情報を、一拠点に集約していくことの安全性、信頼性がやはり気になりました。16 ページの「事務事業の概要」には、「コストを削減し、安全性と信頼性の向上を図る」と書いてあるのですが、なぜこれが安全性、信頼性につながるのですか。逆に流出という不安、危険性が高まるのが昨今の正しい認識なのかなと、私は思っていたのですが、どうなのでしょう。都国保連のサーバーは、中央会よりも危ないのですか。中央会に一元化することが、安全で信頼性が得られるのだという理由をお聞かせいただきたい。
介護保険課長	現在、安全性や信頼性に問題があるということではなく、より精度の高いコンピューター機器を導入するということと、セキュリティをさらに高めて安全性、信頼性の向上を図る、そういう趣旨です。
委員	セキュリティが強いものになるというのですが、既に都国保連のサーバーも相当なセキュリティ体制に置かれているので、やはり今の答弁では、なぜ中央会に動かすとそれが安全になるのかというのが分かりにくいです。一元化することによって、一極集約することでやはり危険性は増すのではないかと思います。分散していればまだいいですけど、一極集中していたらその情報をアタックされるのが一番怖いですから。そういう点ではむしろ、危険性が増すのではないかと思います。私の危惧には、どう答えられますか。
介護保険課長	国保中央会といいますか、共同運用センターの中においては、安全性という意味ではいわゆるデータのバックアップ、これについては別途対策をきちんと講じています。
会長	よろしいですか。ほかに御質問ございますか。ないようですね。それでは御意見はいかがでしょうか。
委員	<p>諮問 17～22 に関しては、先ほど質疑の中でもお尋ねしましたが、これは間違いがあると大変なことになるという、言ってみれば緊張を強いる業務なわけですね。なるべくこういったことは、してほしくないと思っております。本当に心臓が、胃が痛くなると思っておりますが、これは仕方がないのかなと思っております。そういった意味ではこれは認めます。</p> <p>諮問 23～25 です。これは質疑の中で言ったように、いくら省力化といってもこのように時代に逆行するような、しかもデータの管理の仕方として考え方自体が全くレガシーですよ。こんなことは到底認められませんので、諮問</p>

	23～25 について、私は不認定とします。
委員	<p>諮問 17～21 については、かなりセンシティブな情報がインターネットと接続された、また新しいサーバーに蓄積されていくということで、簡単で便利になるという話だけではないと感じています。どのように気をつけろと言えばいいのか分かりませんが、やはり緊張感を持ったやり取りを法務局、関係所管ともやってもらわないと困る内容だと思っております。了承はしたいと思います。</p> <p>諮問 22 についてですが、この調査票の内容が質疑の中で極めて重大なものである、ということが分かってきました。被保険者の同意を得るという点について、今回の質疑では十分な同意が取れるかどうか、非常に不安な点があると私自身は感じました。また、この方式では正確な調査票を必要な数だけ集められるかが、むしろ疑問だと感じました。適切な制度運営のためには必要な調査であり協力すべきとは思いましたが、慎重を期さねばならない内容であり、今回の了承は見送りたいと思います。</p>
会長	見送るというのは、諮問第 22 号ですね。
委員	諮問第 22 号です。
会長	はい、分かりました。
委員	<p>諮問第 23 号から諮問第 25 号について、やはり中央会に情報を集約することについて、質疑の中で安全性、信頼性の向上が不明瞭だったと感じています。この点については、私たち自身も中央会のサーバーがどうなっているのか、この情報を一元管理することによって利便性が向上することは間違いないと思うのですが、それで危険性がどうなっていくのか判断しかねますので、反対という形ではありませんが今回の議論の中では了承できないということで、私の意見とさせていただきます。</p>
会長	これは見送り、ということでよろしいですか。
委員	はい。
会長	<p>ほかに御意見ございますか。よろしいですね。ありがとうございました。</p> <p>諮問第 23 号から諮問第 25 号についてはセキュリティの懸念があるので認められないということと、諮問第 22 号につきましては調査票について疑義があるので慎重を期す必要から見送る、諮問第 23 号から諮問第 25 号についても同様に見送るという、それぞれ 1 件ずつの御意見がありました。全体としてはいかがでしょうか。これは会議録に書かれますので、事務局に確認していただくことにして、全体としては報告については了承、諮問については承認、ということで取り扱いたいと思います。異議がなければ、そのように取り扱わせていただきます。どうもありがとうございます。</p> <p>なお、議事の途中で、この文面について区民の方が御覧になったら分かりにくいところがしばしば、特に 11 ページは説明者が認めるように不注意な所があります。なお、区民の方が後で情報の閲覧をされたときに、誤解がないようにどこかに付記をすとか何かの工夫をして、誤解のないように取り扱</p>

	<p>うように、これは私のほうからお願いをしておきます。ありがとうございました。</p> <p>次に、報告第 19 号、報告第 20 号、諮問第 26 号、諮問第 27 号について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第 19 号 報告第 20 号、諮問第 26 号、諮問第 27 号</p>	
情報政策課長	<p>報告第 19 号について説明する。</p> <p>報告第 20 号、諮問第 26 号、諮問第 27 号について説明する。</p>
会長	<p>それでは、御質問ございましたらどうぞ。</p>
委員	<p>21 ページの空き家実態調査に関する業務について、一番初めに審議したときに、この問題で議論になったことを覚えています。やはり、個人名などは聞いたほうが良いと思うのです。ただし、この問題に立ち入ると、区が知らなくてもいい、いろいろな情報が入ってくるような気がします。「相続の問題があつてね」、「誰々さんが」、「うちの兄嫁が何とか言っていてね」、などの話になると思います。その辺をブロックするような仕組みはあるのでしょうか。もしあるとすれば、どういう仕組みになっているのですか。</p>
住宅課長	<p>アンケート調査は既に実施しておりまして、今後ターゲットを絞って電話による意向調査を実施したいと考えております。その中で今、委員の御指摘のような問題については、区で関与できることではありませんので、法律相談などに御相談いただくようお願いしたいと考えております。</p>
委員	<p>23 ページ、諮問第 26 号と諮問第 27 号についてです。まず、24 ページの個人情報登録票ですが、項目の内容についてお尋ねします。ここに「犯罪・違反・補導」や「服務記録」という項目があります。これは例えば、「君が代」を歌っているときに起立したかどうかや、歌っているときに本当に歌っているのか、つまりロパクをしていないかどうか、などのデータも含まれているのでしょうか。</p>
教育人事企画課長	<p>この「服務記録」は処分の有無ですので、処分をされていなければ記録されることはありません。</p>
委員	<p>処分されたら、ということなのですか。では、例えば過去に任用の経験があれば、そういったことが調査されていて、そこでもし処分がされていれば、記録として載るということですか。</p>
教育人事企画課長	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>その名簿が、年に数回しか更新されないということなのですが、「PAS システム」は前から稼働しているわけですよね。そうすると、「PAS システム」はリアルタイムで状況が分かるわけですよね。それとこの紙媒体で提供されるものは、全く別物なのですか。</p> <p>それから、「PAS システム」をシステムではなく、例えば紙で提供する仕組みはないのですか。</p>
教育人事企画課長	<p>この「PAS システム」は、欲しい情報を検索するシステムですので、それ</p>

	を紙媒体ですということではなく、欲しい人がそれを見て希望するという形が「PAS システム」です。
委員	では、この「PAS システム」というのは、特別区人事・厚生事務組合というか、教育委員会が管理しているのではなく、仕事を求めている人が書き込むものですか。サーバーなどは、どこが管理しているのですか。
教育人事企画課長	東京都教育委員会が、管理しております。「PAS システム」では、例えば学校が、今度体育の先生が 3 時間程度欲しいと入力すると、体育で 3 時間ぐらいできる先生から、それについてできますよという答えが返ってくるということです。
委員	希望の条件を入力できるのは分かるのですが、その条件に合致した人を検索するのは誰ですか。
教育人事企画課長	学校が条件を入れると、それに相応する候補者が一覧として出てきます。これが「PAS システム」です。それを基にして、もう 1 つの「非常勤職員情報提供システム」で、個人的に双方向でやり取りをするということになります。
委員	そうしますと、仕事を求めている人が自分の状況を入力し、学校は欲しい人材の条件を入れるということですか。それからもう今年は埋まりましたという場合、任用状況の所に今年はいくつかお受けできないというようなことを、入れるということによろしいのでしょうか。
教育人事企画課長	そのとおりです。
委員	そうしますと、今回メールアドレスを取得するということは、その条件に合致した人と、今度はメールで直接やり取りをするということですか。
教育人事企画課長	「非常勤職員情報提供システム」は、メールでのやり取りとなります。
会長	ほかに御質問ございませんか。
委員	報告第 19 号の、空き家実態調査についてお伺いします。震災などがあつたときに、延焼が大変危険といわれる杉並区において、空き家対策は大変大切なことだと思っています。事務事業の概要のところ「現地調査を行い空き家と推測した建物について」とあるのですが、この情報はどのように把握しているのかを教えてください。
住宅課長	平成 24 年度に都市計画課が、土地利用現況調査を実施しました。まずそこで把握された空き家があります。それから、阿佐谷南 1、2 丁目と高円寺南 3 丁目については全軒を外観調査して、空き家と思われる所をピックアップして登記簿調査をし、所有者の方にアンケート調査を実施いたしました。
委員	外観から見て空き家ではないかと確認をするという方法と、もう 1 つ、こういったことを区がしている、ということをお知らせして、ここが空き家で大変心配ですという声も、入手していくという取組は行っているのでしょうか。
住宅課長	様々な御要望等を区民の皆様から頂いております、環境課等が収集した情報に基づき対応しております。

委員	関係する課と連携しながら、こういった空き家情報を得て調査をしているということでよろしいのですね。
住宅課長	おっしゃるとおりです。
会長	ほかに御質問ございますか。
委員	諮問 26、27 についてお聞きしたいのですが、24 ページを見ますと、「犯罪・違反・補導」というのがありまして、例えば中学校のときにワルだったと、不良で補導されたという記録が、正に大人になってからも見られてしまうということなのでしょうか。
教育人事企画課長	具体的な基準については私も把握しておりませんが、やはり公になったものとなっていないものの区別はあるかと思えます。
委員	このシステムは便利だろうなと思っていまして、私も昔、非常勤でやっていたときに、本当にあっちからもこっちからも、知り合いの先生から言われたりして、本当に突然先生が働けなくなったりするので、急な要望に応じていけないといけないと思うのですが、ただこの内容がすごく細かいと思えます。その人たちの、その犯罪などの服務記録だとかも、全部誰でもこの「PAS システム」はアクセスできるのですか。教職員の中で、ある一定以上の資格を持った人間でないと、ここにはアクセスできないとなっているのでしょうか。
教育人事企画課長	アクセスできるのは、副校長のみとしております。
会長	ほかに御質問ございますか。ないようですね。では、御意見はございますか。御意見もないようですので、報告第 19 号、報告第 20 号は了承とし、諮問第 26 号、諮問第 27 号は承認ということにしたいと思えますが、いかがでしょうか。
	(異議なし)
会長	御異議がなければ、そのように取り扱いさせていただきます。どうもありがとうございました。 大変御熱心に御審議いただき、ありがとうございました。ここで我々の結論を、答申したいと思えます。事務局から答申案文をお配りしますので、内容の御確認をお願いします。では事務局、お配りください。
	(答申文案配布)
会長	御覧のとおり、これは本審議会の名において、区長に答申するものでございます。
委員	この内容について、私は幾つかの点で了承しなかった項目があったのですが、少数意見については、どういう形で諮問の中身として伝えられるのでしょうか。それだけ確認をさせてください。
会長	審議会としては、多数決で結論を出して区長に答申します。ただ、それで切り捨てるということは適切ではありませんので、事務局が会議録を確認して、適切に事務処理をして取り扱うようにしております。
委員	了解しました。

会長	お配りした内容でいかがでしょうか。御異議がなければ、本案をもって区長に答申したいと思います。
	(異議なし)
会長	では、そのように取扱いさせていただき、情報・法務担当部長に答申文をお渡しします。
	(答申文手交)
情報・法務担当部長	ありがとうございました。
会長	大変ありがとうございました。本日の議題は以上ですが、事務局から何かございますか。
情報政策課長	次回の審議日程ですが、年末の大変忙しいところ申し訳ございませんが、平成 25 年 12 月 25 日(水)午後 2 時からを予定しております。クリスマスですが、よろしく願いいたします。会議室は今日と同様、この第 4 会議室で行います。大変申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。
会長	それでは、以上で第 3 回情報公開・個人情報保護審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。